

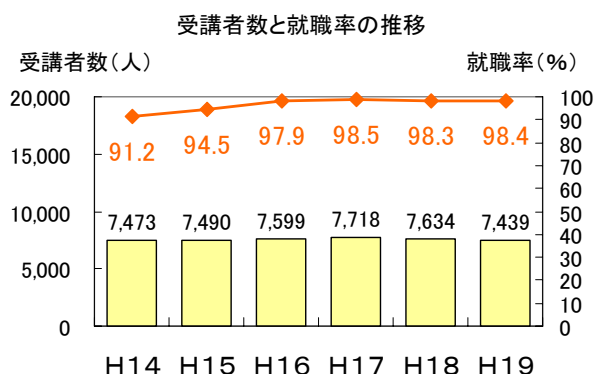
学卒者に対する職業訓練

業務内容

高校卒業者等を対象に、2年間から4年間の高度な技能（知識を含む）を修得するための訓練を行い、将来、生産部門のリーダーとなる我が国の産業基盤を支える人材を養成。

業務実績

- 7,439人の在学者に対し技能と技術を兼ね備えた人材を育成し、高い就職率を実現
- 就職率 98.4%（目標95%以上）（平成19年度）
- 約8割が中小企業へ就職 ※平成14年度～17年度訓練修了者に対するサンプル調査



- ・ II 1 (2) で述べたとおり、これらの高度なものづくり分野の訓練は、前述の在職者訓練と同様、施設・設備にコストがかかることから、民間では採算がとれずほとんど実施していない状況にある。また、都道府県においても財政力や訓練実施ノウハウに差があり、職業能力開発短期大学校を設置・運営している県が9県ある一方、高度なものづくり訓練、特に、4年制の職業能力開発大学校レベルについては、実施能力を持った都道府県は限定されると考えられる。
- ・ このため、各地域からも、企業誘致や産業振興に役に立っており、国の責任において引き続き実施して欲しい旨の要望が多数寄せられているところである。
- ・ また、職業能力開発大学校 10 校（附属短期大学校を含め 22 校）は、県域をまたがって広域的に人材を集め、供給している実態にあり、一都道府県が、これを十分引き受けきれぬかという問題もある。
- ・ 以上、述べたところから、職業能力開発大学校（附属短期大学校を含む。）の設置・運営については、短期大学校レベルについて、希望・能力に応じ、都道府県への移管を探りつつ、基本的に国の責任の下で行い、地域のものづくり産業を支える役割を果たしていくことが必要である。
- ・ なお、仮に、職業能力開発大学校のすべてを学校教育法に基づく大学

とした場合には、教育目的が異なるため、実技・実習にかかる時間が減少するだけでなく、教員の研究実績等が評価されることになるため、研究活動に要する時間を確保するうえで、実際に学生の指導に当たる時間が減少し、教員の配置が2～3倍程度必要になることが見込まれる等、制度的に根本的な問題を生じ、コストの増加が見込まれるとともに、現状の職業訓練の質を維持することが困難となり、体に技能を覚えさせる実践教育を行うという設立の趣旨が失われてしまう。

- ・ また、ものづくりを中心に技能者を育成するノウハウ（PDCAサイクル、指導技法）や指導員のキャリア形成という点では、離職者訓練や在職者訓練と共通に実施するメリットが大きく、効率性の観点からも、職業能力開発大学校を学校教育法上の大学とするのではなく、他の職業訓練業務と一体として実施することが適当である。

(4) 指導員の養成・再訓練、PDCAサイクル等訓練の質の保証に係る状況と評価

- ・ 職業能力開発総合大学校は、日本で唯一、専門的に職業訓練指導員の養成及び再訓練を行うとともに、訓練の質の保証のために必要なPDCAサイクルのシステム化、訓練指導技法の確立・向上などの調査・研究を行っている。

(指導員の養成、再訓練の状況と評価)

- ・ 機構では、機構、都道府県、民間を問わず、職業訓練を担う指導員全体の養成、再訓練を行っている。
- ・ このうち、指導員の養成課程は、毎年定員 200 名程度、指導員となる者 90 名程度（指導員就職率 50%程度）で推移していたが、機構や都道府県の採用枠の削減や、それに伴う希望地域訓練施設の求人職種と免許職種のミスマッチの拡大等により、平成 13 年度から、指導員就職者数、就職率ともに、大きく低下した。
- ・ 具体的には、平成 18 年度には、19 人、10.1%に低下、平成 19 年度に持ち直し、33 人、20.2%になったものの、依然、低い水準で推移している。
- ・ このため、平成 19 年、会計検査院により、指導員就職率の改善についての勧告が出されたところであり、今後就職率の飛躍的改善を図るためには、現行制度の中で就職率の改善を図るのではなく、指導員となる見込みの者に訓練を施す仕組みとするなど、制度の抜本的改革を行う必要がある。
- ・ なお、指導員養成コース修了者の指導員就職率こそ、上記のように低水準であるが、民間企業への就職を含めた全体の就職率は、毎年 98%以上と極めて高い実績を挙げており、民間企業においても、指導的立場として活躍している。
- ・ この点、職業能力開発総合大学校の指導員の養成課程の内容を見ると、次のような特色を持っている。
 - ① 総訓練時間は 5,834 時間であり、その内の約 6 割を実技・実習が占めている。その内訳は、専門学科、専門実技 65.0%、訓練指導関係、キャリア・コンサルティング関係、訓練コーディネート関係等能力開発学科 12.9%、一般教養等専門基礎学科 22.1%となっている。
 - ② 実習と指導技法の繰り返し訓練による技能習得を行い、特に、4 年次では、習得した技能・技術の集大成としての「卒業研究」と履修した指導技法等を実践する「実務実習（教育実習）」を実施している。

- ③ 訓練の課程において、単に自ら技能を習得するだけでなく、同時に、人に教えるという技能を客観的に分析し、そのポイントを理解することを同時に、教育している。
- ・ このため、職業能力開発総合大学校の修了者の特色として、現場で通用する高水準の実践技能を有するだけでなく、技能を分析的・客観的に把握し、教育訓練面での指導的立場に立ち得る能力を有する点が際立っており、このことによって、他人に技能を効率的に教えることができるだけでなく、現場技能の設計段階からの組み込み、現場のトラブル対処、効果的な生産ラインの設計などにも高度な実践能力を発揮することが可能となっている。
 - ・ こうした能力は、新技術への対応、生産リードタイム短縮や効率化が大きな課題となり、生産管理や品質管理の向上、生産工程改善が求められる中で、企業現場においても重要なものである。上記のような職業能力開発総合大学校の訓練内容は、むしろ職業能力開発大学校などに移管・強化することにより、さらに企業等の需要に応じていくことが求められる。
 - ・ また、一般会計からの委託事業として外国人留学生の受入事業を行っており、平成19年度までに、10カ国、257人を受け入れ、帰国後は、職業訓練指導員又は職業能力開発に携わる者として出身国の人材育成にあたっており、開発途上国への国際協力として大きな貢献を果たしている。
 - ・ 次に、指導員の再訓練は、平成19年度に、151コース、1,424人に実施している。具体的には、新技術への対応など、専門性の深化・拡大・効果的な指導技法の習得など、レベルアップや新たな職種を担当するための研修を実施しており、都道府県、機構の指導員のみならず、民間の指導員も受講している。なお、公共職業訓練指導員に対する年間の再訓練実施数は、国・都道府県含めた現役の公共職業訓練指導員の総数の約1/4となっている。
 - ・ この他、技能五輪の全国大会や国際大会などにおいては、職業能力開発総合大学校の教授等が競技課題の作成や審査などを担っており、大会の運営を支えている。

(PDCAサイクル展開など訓練の質の保証)

- ・ 前述したように、産業界の技術進歩等に即応して、訓練カリキュラム・コースの効果的な設定・改廃を行うことは、指導員の養成・再訓練と並んで、職業訓練制度が社会の要請に応えるために最も重要な課題の一つである。

- ・ 機構の職業訓練については、産業界のニーズの変化等に対応して、毎年相当部分の見直し・改廃を行っており、平成 19 年度においては、離職者訓練で 32.1%のコース、在職者訓練で 67.4%のコースの改廃を行っている。
- ・ こうした訓練カリキュラム・コースの改廃を相当な頻度で効果的に実施するためには、企業ニーズの的確な把握・分析に始まり、それをもとに効果的なカリキュラムを作成、適切なコース設定をし、それに基づき訓練を実施し、結果を評価して、再びカリキュラム・コースの見直しを行うこと（P D C Aサイクルの展開）が必要である。
- ・ 機構においては、長年かけて蓄積した職務分析手法と訓練カリキュラム・コースのデータベースに基づき、こうしたP D C Aサイクルを運用する訓練の質の保証システムの確立を図りつつあり、それによって、公共職業訓練全体について、産業・企業ニーズに応じた適切な訓練コースの設定・見直しがなされることが期待される。

【ISO における教育訓練分野の国際規格発行に向けた動向について】

- 工業製品や品質管理の国際規格で知られる ISO（国際標準化機構）では、近年、サービス分野でも、規格発行に向けた新たな検討が進められている。こうした検討の一環として、教育訓練分野の規格に関し専門的審議を行う委員会「TC（Technical Committee）232」が 2006 年に発足、我が国からは審議団体として「人材育成と教育サービス協議会」が参加している。
- 今後の TC232 の国際会議（2009 年 3 月東京会議等）では、各国の民間教育訓練市場や、質の保証の仕組み等を分析の上、より具体的な審議が行われ、2010 年にも ISO で規格が採択される可能性がある。
- 欧米諸国の多くは、教育訓練に関する国内ガイドラインをすでに備え、EU でも同域内の資格統一基準「EQF」が採択されるなど、教育訓練の質の保証の取組が進んでいるのに対し、我が国は対応が遅れていた分野である。
- こうした中で、雇用・能力開発機構の有する、職業訓練に関する質の保証システムは、国内審議委員会でも、我が国において官民含め他に例のないものと認められ、本年 11 月のシドニー会議で機構の保証システムをもとに我が国の取組の報告がなされるとともに、今後、国内における教育訓練の質の保証システムの検討のベースとしても活用される予定である。

- ・ 現在、ISOにおける教育訓練分野の国際規格発行に向けた動向をはじめとする国際的な動きに対応して、我が国の実情に見合った教育訓練の質の保証システムを構築することは、重要であり、機構のシステムをベースに国内における民間を含めた教育訓練の質の保証システムを整備することが期待されている中で、こうした機構の蓄積してきたノウハウを解体することは、国際的な動きに我が国が大きく遅れを取ることになる。
- ・ 職業訓練制度の特質として、一般教育に比して、訓練内容が、産業社会の技術の急激な進歩やニーズの変化に常にキャッチアップすることが要請される点が挙げられる。このため、職業訓練指導員の能力向上・更新を図ることや、後述のように、訓練カリキュラム・コースを最新のものに改廃することは、職業訓練制度の生命線と言って過言ではない。
- ・ したがって、指導員の養成や再訓練を専門的ノウハウに基づき体系的かつ効率的に行う機能は、職業訓練制度全体のため不可欠であり、こうした機能を持っている都道府県や民間事業者がほとんどない状況では、国の責任の下、機能の強化・発展を図る必要がある。

技術の変化に応じた職業訓練指導員の能力の再研修

職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員（機構、都道府県、民間）の**専門性の拡大・レベルアップ**や**新たな職種を担当するための研修**を実施

→ 公共訓練指導員に対する年間の訓練実施数は、公共訓練指導員の総数の約1/4

○H19年度実績 **151コース 1,424人**（うち都道府県等 41% (575人) 機構 40% 民間 19%）

